規　則

○原子力規制委員会規則第五号

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号）第六十二条の三及び東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設についての核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の特例に関する政令（平成二十五年政令第五十三号）の規定に基づき、並びに同法及び同令を実施するため、東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十七年六月十一日

原子力規制委員会委員長　田中　俊一

東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に関する規則の一部を改正する規則

東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に関する規則（平成二十五年原子力規制委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

第十八条第三号に次のただし書を加える。

ただし、核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物（以下この条において「核燃料物質等」という。）の漏えいを防止するための機能を有していないと認められた場合であって、第十一号ただし書又は第十二号ただし書の場合を除く。

第十八条第四号に次のただし書を加える。

ただし、核燃料物質等の漏えいを防止するための機能を有していないと認められた場合であって、第十一号ただし書又は第十二号ただし書の場合を除く。

第十八条第十一号中「核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物（以下この項において「」及び「」という。）」を削り、同号に次のただし書を加える。

ただし、漏えいした液体状の核燃料物質等に含まれる放射性物質の濃度が実施計画において定められた排水の基準を超えなかったときを除く。

第十八条第十二号中「漏えいした液体状の核燃料物質等が当該漏えいに係る設備の周辺部に設置された漏えいの拡大を防止するための堰の外に拡大しなかった場合であって、漏えいした核燃料物質等の放射能量が微量のときその他漏えいの程度が軽微なとき」を「次のいずれかに該当するとき」に改め、同号中「又は漏えいした物が管理区域外に広がったとき」を削り、同号にイ及びロとして次のように加える。

イ　漏えいした液体状の核燃料物質等が当該漏えいに係る設備の周辺部に設置された漏えいの拡大を防止するための堰の外に拡大せず、かつ、地下に浸透しなかったとき。

ロ　漏えいした液体状の核燃料物質等に含まれる放射性物質の濃度が実施計画において定められた排水の基準を超えなかったとき。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

告　示

○総務省告示第二百六号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十九条の五の三第一項の規定に基づき、次のとおり特定国外派遣組織を指定するので、同条第二項の規定に基づき、告示する。

平成二十七年六月十一日

総務大臣　山本　早苗

一　名称	平成二十七年度モンゴル国における多国間共同訓練部隊
二　国外派遣期間	平成二十七年六月十五日から平成二十七年七月二日まで
三　派遣人数（概数）	四十人程度
四　派遣地域	モンゴル国ウランバートル周辺

○法務省告示第三百二十三号

熊本県天草市役所保存の次の除籍が滅失した。

平成二十七年六月十一日

法務大臣　上川　陽子

熊本県天草郡本渡町大字本渡八百八十番地

金子　榮太

○法務省告示第三百二十四号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年八月五日法務省告示第三百九十四号の一部を次のように改正する。

平成二十七年六月十一日

法務大臣　上川　陽子

第二号の表に次のように加える。

株式会社漬善商店	大阪府大阪市北区中津三丁目三十二番八号
桜田工業株式会社	岡山県岡山市南区松浜町十六番三十三号

加熱性水産加工食品製造業	
機械加工	

○法務省告示第三百二十五号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年八月二十日法務省告示第四百二十二号の一部を次のように改正する。

平成二十七年六月十一日

法務大臣　上川　陽子

第二号の表に次のように加える。

岩田光学工業株式会社	岐阜県羽島市江吉良町千六百十番地
中部エクストロン株式会社	愛知県一宮市千秋町穂積塚本字塚本郷西三番一

電子機器組立て	
プラスチック成形	

○法務省告示第三百二十六号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十六年八月十三日法務省告示第三百五十四号の一部を次のように改正する。

平成二十七年六月十一日

法務大臣　上川　陽子

第二号ロの表に次のように加える。

株式会社グローバル・キャスト	埼玉県所沢市北秋津七百九十三番地の五

建築大工

○法務省告示第三百二十七号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年六月二十四日法務省告示第三百三十四号の一部を次のように改正する。

平成二十七年六月十一日

法務大臣　上川　陽子

第二号ハの表に次のように加える。

株式会社鳶靖工業	岩手県盛岡市小鳥沢二丁目三番十三号
スカイグリーンマテリアル株式会社	茨城県水戸市吉沢町四十五番地の三十七
有限会社越谷工務店	群馬県前橋市三俣町二丁目二十九番地の二十七
有限会社山田組	東京都北区浮間三丁目三十三番十四号
株式会社田山工業	東京都江戸川区南葛西六丁目六番七―百七号
有限会社ヘッグ	京都府宇治市槇島町吹前二十一番地
日章工業株式会社	福岡県糟屋郡粕屋町大字仲原二千八百十三番地の一

とび
耕種農業
型枠施工
とび
配管
塗装
工場板金、塗装、溶接